



Title	M. ヴェーバーと現代市民政治論
Author(s)	土井, 充夫
Citation	阪大法学. 2005, 55(3,4), p. 291-312
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/55169">https://doi.org/10.18910/55169</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# M・ヴェーバーと現代市民政治論

土居充夫

はじめに

拙論は、現代市民政治論<sup>(2)</sup>（後述のシチズンシップ研究と「新しい市民社会」論とを合わせて「こう呼ぶ」とにす  
る）の観点からM・ヴェーバーの政治思想を論じたものである。ただし、時間的・能力的理由からきわめて限られ  
た素材を使つた論文であつて、実質的にはせいぜい研究ノートでしかない。まず、「新しい市民社会」論とシチズ  
ンシップ研究については、それぞれただ一冊の著書に依拠した。次に、ヴェーバーについては、膨大な著書のうち  
『政治論集』だけを対象とした。それも邦訳をテキストとして用い、必要に応じて原著にあたるというやり方を  
取つた。また、無数ともいえるヴェーバー研究のうち、ヴェーバー政治思想の最も基本的な研究書であるW・J・  
モムゼンの『マックス・ヴェーバーとドイツ政治1890～1920』<sup>(4)</sup>しか目を通せなかつた。筆者はさまでまな事情から  
そうせざるを得なかつた。ご寛恕を願いたいと思う。

## 一、シチズンシップ研究

### (1) 五つの軸

シチズンシップは、他の政治的用語と同じく多義的で、論者によつて意味するところが異なつてゐる。ところでは、最大公約数として、「政治的共同体の構成員のあるあり方——それは現実の描写であつたり理想の唱道であつたりする——」を指すことを確認するだけでよい。シチズンシップは一九九〇年代以降、歐米諸国で活発に論じられるようになつた。一九九七年には、“Citizenship Studies”と銘打つた季刊の学術雑誌が発行されるまでになつてゐる。

さてこの雑誌の編集長 B. S. Turner<sup>(15)</sup>が編んだハンドブックに依れば、シチズンシップを論じるさい考慮すべき11つの軸がある。*extent* (広さ) は、包含と排除のルールである。誰が市民で誰が市民でないのかを決めるルールである。*content* (内容) は、市民の権利と義務の中身である。*depth* (深さ) は、社会やコミュニティへのかかわりの程度である。筆者は考慮すべき軸としてあと二つ付け加えた、と思ふ。一つは、Turner たち自身もその重要性をよく理解している、シチズンシップが問題となる場あるいは政治的共同体の *level* (レベル) である。周知のように、この場は古代ギリシアのポリスから始まり、中世の都市、そして近代の国民国家へと変遷してきた。さらに今日ではEUの実験に見られるように新しい場が模索されている。もう一つは、上の四つのすべてにかかるので、新たな軸として設定するのは適当でないかも知れない。だが今日焦点となつており、今後ますます重要性を増すに違ひない争点である。すなわち多文化主義の是非の問題である。国民国家の枠の中で、独自の文化をもつ集団が相互に尊重しあつて共存していく、という思想には何の問題点もない、ように思われるかもしれない。しかしながら、例えば、結婚前に男性と交際した女性に対し名誉殺人を含む厳罰で応じる文化を、それが文化だという理由

で尊重すべきだろうか。<sup>(6)</sup> 同じ政治的共同体で生きる限り、全員が従うべき共通の価値が必要である。その価値はどんなものだらうか。あるいはそもそもそもそも合意などのようにして可能なだらうか。換言すれば、個人を単位とする人権思想（＝普遍主義 universalism）と各集団文化の尊重（＝特殊主義 particularism）の関係はやさしい問題ではない。ソルジャーは、第五の軸を便宜的に limit（限度）と呼んでおく。

これらの軸を念頭において、近代のシチズンシップの一般的特徴を考えてみると、市民に包含される人が増えつてあること、義務の強調から権利の強調へと重点が移行したこと、政治的共同体のレベルとして国民国家になったりなどが挙げられる。しかしながら、これはあくまで一般論であって、細かく見ていくと、見解の相違・重点の置き方の相違がはつきりしてくる。現在、大別して二ないし四つの理論がある。

## （2）現代シチズンシップの諸理論<sup>(7)</sup>

### 〈リベラル〉

この理論は、個人による個人的価値・利益の追求を強調する。「国家からの自由」を強調する立場である。ただし国家には、限定されていぬとはいへ、介入が期待されている。一つは、各人が平等に個人的価値・利益を追求できる条件整備のためであり、もう一つは、個人的自由の強調から不可避的に生じるさまざまな不平等の社会的衝撃を和らげるためである。

五つの軸に関して語ると、まず市民になるためのハードルは低い（extent）。普遍的権利として、個人的自由を強調（limit, content）、社会とのかかわりは浅い（depth）。政治的共同体としては、国民国家が想定されている（level）。

### 〈共和主義〉

の理論は、content のうち政治的な義務・権利とりわけ義務を強調する。市民は、全体の問題について、公の場で、自ら直接あるいは間接的に参加して決定をする。そのさい、私益より公益を優先させるよう努めなくてはならない。従って、市民的徳を培う教育（＝市民教育）が大切となる。しかしその効力には限界があるので、制度面での工夫が必要となる。混合政体と法の支配が必要である。政治的共同体＝共和国の規模は小さい方が適合的である。大規模になれば連邦制が必要になる。

五つの軸について言えば、政治的義務あるいは徳が強調され（content）、社会的かかわりが深い（depth）点が特徴である。市民に期待される義務はある程度重いので、包含の条件はそれなりに厳しいと思われる（extent）。政治的共同体は、どのレベルでも可能であるが、近代以降、国民国家が特殊な地位に立つ（）の理論においても同様である（level）。限度については、社会契約論が自然権＝人権思想を背景に持つて（）から、普遍主義に立つと言えよ（）（limit）。

### 〈共同体主義〉

伝統的な共同体主義者は、太古から文化的一体性を持った共同体が存在していた、しかし近代化によってそれが脅かされたのであることは失われたので、何とかそれを回復したい、のようと考えていた。今日の共同体主義者は、太古以来の歴史を持った共同体を対象にしているわけではない。しかし、アイデンティティや「自己」が文化的共同体との関係で定義される、すなわち個人主義や契約論を拒絶する点では、伝統的共同体主義者と同様である。

五つの軸について言えば、文化的共同体であることを強調すればするほど排他的になるので、包含の条件は厳しい（extent）。文化的共同体への貢献が期待されるという意味で（content）、社会的かかわりは深

い (depth)。政治的共同体としては、国民国家を否定するわけではないが、共同体が意識の中心を占める (level)。従つて、限度については、特殊主義の立場に立つと言える (limit)。

#### 〈ラジカル民主主義〉

この理論は、他の三つと性格を異にしている。この理論によれば、人間は皆、自由で平等である。しかし現実には、ある支配的な考え方のもとで、排除がなされている。排除に対して、反対の闘争が行われる。闘争の場は至る所にある。なぜなら、支配的な考え方は生活のあらゆる場で影響力をふるおうとするものだから、反対闘争も生活のあらゆる場で可能なのである。

この理論においては、シチズンシップは属性ではなく、平等をめざしての政治的活動である。そしてこの種の活動をする人が市民である。市民の活動には、政治的共同体の定義をめぐる闘争も含まれる。

五つの軸に関して言えば、市民の定義は法的資格には無関係である (extent)。市民は定義から政治闘争を行つ人である。従つて社会的かかわりは、とりわけ当事者でない人が政治闘争を行う場合には深いと言えよう (depth)。政治闘争が行われる内的・外的条件がある。すなわち、人は社会的関心をもつて不正に対し立ち上がるという市民的道徳を持つていることが望ましい。また反対闘争を行う諸権利が保証されていることが望ましい (content)。政治的共同体は、市民各人による定義に依存している (level)。限度については、人間は皆自由で平等であるという理解から出発しているのであるから、明らかに普遍主義の立場に立つている (limit)。

## 一、M・ヴェーバーの政治思想——Nation、市民、政治的資質——

### (1) 基底的価値としての Nation<sup>(8)</sup>

「政治論集」を通読してわかることは、ヴェーバーが変わる」となく Nation としてのドイツに価値を置いていたことである。この場合 Nation は基本的にはドイツ帝国のドイツ人から構成されている。確かに、第一次世界大戦敗戦後のドイツの再建に向けて、ヴェーバーはできるだけたくさんのドイツ人を包含する国家形態を擁護した。その限りで「大ドイツ主義」者であった。しかしながら、戦前戦中は「小ドイツ主義」にたっており、また例えばイスのドイツ人をも包含するドイツ国家の提唱は戦後においてもなされなかつた。

さて、ドイツ帝国は、政治権力の行使を通して世界政治のあり方に関与しようとする権力国家の道を選び取つた。イスのような文化的に豊かな小国家の生き方は、可能性としてはあつたが、人口七〇〇〇万人を数える大国家となつた以上、権力国家の道を行くのはいわば運命であった。権力国家となつた以上、ドイツには責務が生じた。すなわち、一方でアンゴロサクソンから、他方でロシアから北欧・中欧等の少数民族の独立を守る責務が生じた。

その責務を果たすために、すぐれた政治指導者が必要であった。すぐれた政治指導者は、情熱・責任感・判断力の三つの資質を兼ね備えている。あるいは責任倫理に基づいて思考し、行動する。これらの資質はすぐれた官僚の資質とは決定的に異なる。ところがドイツではビスマルクの負の遺産として、官僚的資質を備えた者が政治指導を行つていた。そのために、権力国家としての責務を果たせていなかつたのである。

すぐれた政治指導者選出の手段として、ヴェーバーは、ドイツが「王者の民族」たるべきことを主張した。「王者の民族」とは「じぶんの問題の処理にたいする統制を手にし、じぶんの選んだ代表者を通じて政治的指導者の選

抜に決定的に参画する民族」のことであって、「王者の民族」だけが「世界の発展の輻に手をかける使命を持つ」というのである（479/429f.）。具体的には、ヴェーバーは平等選挙権に基づく議会制を提唱した。まず平等選挙権だが、命をかけて戦った者にそれにふさわしい待遇を与えることは、品位の問題である。そうでないと、将来、事が有つたとき、彼らには戦う気持ちが起らぬいだらう。それに戦場で鍛えられた帰還兵士たちは、現実的、即事的であつて、空言を軽蔑している。銃後で私益を貪る有産者層や、空言を吐く文筆家層よりも政治的に成熟している。議会制についてはイギリスの範例がある。イギリスでは政治権力をめざす者たちは、議会の委員会で鍛えられる。そこでの闘争の中で資質を証明された者だけが政治指導者として選出されるのである。

ヴェーバーは、ドイツの戦後構想において、権力国家でない、平和的な国民国家としてのドイツを提唱している。いわく「……純粹に民族自立の理想を確立する」と。すなわち、ドイツの全領土をひとつの独立国として統一するよう自決し、国際連盟のなかでわが国の特性を躊躇するなどなく平和的に守つていく、「……」と（503/443）。しかしその場合でも、すぐれた政治指導者と基盤となる国民の政治的成熟は不可欠である。ヴェーバーは現実のドイツ議会に失望した。そして、国民が政治指導者を直接選出する大統領制を提唱したのであった。

以上にスケッチしたヴェーバーの論理は、明確である。基底的価値として Nation が置かれている。そして、権力国家をめざす場合であれ、めざさない場合であれ、政治制度、経済制度、国民の政治的成熟は、そのための手段として位置づけられて いる。

## (2) extent と content

五つの軸について見てみると、extent と content との関連は、なんど触れられて、なじみに感じられる。extent については、帰還兵士に平等選挙権を認めるべきりんが説かれているだけである（287-9/256-8）。content について

は、官僚制化に抗して個人的自由を守るべれい」とが主張されているが、」」で論じる」とは不適当として、議論を展開しなかった（364/321）。

従つて、」れ以上論じる」とは不要であるが、」の機会に、ヴェーバーの「市民」の用法について一言触れておきたい。<sup>(9)</sup> ヴェーバーは『一般社会経済史要論』の第四章「近代資本主義の成立」において、市民概念についてまとめている。「合理的資本計算が一切の大営利企業の規範をなすときに発生する」近代資本主義は、西洋においてのみ発生・発展した。従つて、西洋の固有の特徴——合理的国家、市民及び都市、合理的な科学と技術、合理的な生活態度——、」れらの中に、そその原因が求められるであろう。

西洋の古代・中世都市は、契りを結んだ者たちから成る自治都市であった点がユニークであった。そこで構成員が市民と呼ばれた。市民は、近代以降においては、三つの用法がなされている。経済的用法。ある一定のカテゴリの階級が、ある特定の経済的利害状況に置かれている場合、それら諸階級は市民と呼ばれる。企業者や手工業者がこれに当たる。政治的用法では、一定の政治的権利を持つて」る Staatsbürger 国家市民を指す。身分的用法では、「財産と教養を持った人々」を指す。企業者や、レントナー、学者が」に含まれる。

『政治論集』において見られるのは、ほとんどが経済的用法と身分的用法である。そしてそこでは階級あるいは身分としての市民が政治的指導者を出せるほど成熟しているかどうかに関心がもたれて」る。「」く少ない政治的用法としては、次の例がある。『国家市民』という概念は何よりも現代国家に属するものである。通常は」ででも各個人の職業上の地位および家族の地位の特殊性と物質的または社会的境遇の多様性とが考慮されるが、各個人の社会生活が現代国家にかかる点では」」た」とは考慮されない。平等選挙権の意味は、まさしく国家市民である」と以外のなにものでもないのである……」（284/254）。平等選挙権が実施されたさい、有権者は国家市民と呼

ばれるわけである。そして平等選挙権は Nation のための手段であった。

ちなみに、市民概念に近代資本主義の担い手である企業者の属性である「合理的」、「平和的」が含意されているケースがある。ヴェーバーは、戦後ドイツが、その意味での市民的生き方をすべきだと説いた。視野の狭いといふ意味で kleinbürgerlich 「小市民的」が使われるケースがあるのや、あくまで「市民的」生き方を唱道したのである。

### (3) depth, level, limit

depth については、深いかかわりをヴェーバーは要求していたといえる。権力国家の一員である限り、ドイツ国内政治はもちろん、小民族の運命など世界の情勢に关心を持つことを求められるからである。戦後構想にある平和的国民国家の場合にはさつきりしない。文化面で世界に貢献するという形でかかわりを要求しているのがもしかりが、はいからしない。

level については、国民国家が常に対象であった。権力国家たらんとした時期でも、平和的国民国家を構想した時期でも、それは同じであった。

limit については、多文化主義の立場に立っていた。ドイツ民族と他の諸民族から成る多民族国家という意味と、ドイツ民族内の文化的多様性を保護するための連邦主義という意味の一重の意味でそうである。「国家は必ずしも次のような意味で『国民国家』である必要はない。つまり、国民国家がその中の有力なただ一つの民族の利害を中心にして行動する、という意味でのそれである必要はない。国民国家は、その中の有力な民族の特殊な利害をよく理解している場合でも、いくつかの民族の文化に仕える」とができる。今日では課題の変化に応じて、ドイツ民族の文化的利益のためにも、われわれはいたした課題にますます立ち向かうべきだある。」(144/125)「トライチュ

ケの理想「統一主義——筆者」とは反対に、今日われわれは、各邦の王朝の存続を、純粹に国政上の理由から有益であると思うばかりでなく、一般的な文化政策的な理由からも望んでいた。……ドイツの文化生活の特性は、その歴史的中心地がほうぼうに散らばっているといふにみられる……」(475f./426)。ヴェーバーは、こんな風に考えていたのであった。ただし、普遍主義と特殊主義の緊張関係についてのヴェーバーの考え方を示す文章を筆者は見出せなかつた。<sup>10)</sup>

#### (4) ヴェーバーと現代シチズンシップの諸理論

現代シチズンシップの諸理論とヴェーバーを比較してみよう。リベラル理論とヴェーバーは、究極的価値を個人的決断にゆだねる点で共通している。しかしヴェーバーは、リベラル理論と異なり、深い社会的かかわりを市民に要求している。共和主義理論は、政治的義務・徳を強調し、深い社会的かかわりを求める点で、ヴェーバーと共通している。ただヴェーバーには政治は結局少数者によってなされるものだという醒めた認識があり、それが政治的指導者の強調につながっている。一般市民の軽重に差があるようと思える。文化的共同体としてのドイツにヴェーバーは深い思い入れを抱いていた。その限り、共同体主義理論と同じである。しかし、究極的価値を個人的決断にゆだねるときヴェーバーは、共同体主義理論から離れる。ラジカル民主主義理論は、政治は闘争だ、市民は闘争をする人だとする点でヴェーバーに近いかもしれない。しかし、政治は結局少数者がやるものだとするヴェーバーは、ラジカル民主主義の可能性については、冷ややかに見るのはないだろうか。

#### (5) 基底的価値としての責任倫理

ところで、先にヴェーバーの基底的価値として Nation を挙げたが、『政治論集』の中で、「職業としての政治」だけは、それが妥当するかどうか、疑問が湧くのである。この有名な講演において、ヴェーバーは、政治家——職

業政治家でない人でも、投票などの政治的行為をするときには、臨時の政治家となる——が仕るべき政治的究極価値は決断によって選択される」と、その究極価値がいかなるものであろうと、責任倫理に基づいて思考し行動するべき」とを説いた。一、二引用しておこう。「政治家がそのために権力を求め、権力を行使する」ところの「事柄」がどういったのであるべきかは信仰の問題である。政治家が奉仕する目標は、ナショナルな」ともあれば人類的な」ともある。社会的で倫理的なこともあれば、文化的なこともあり、現世的もしくは宗教的なこともある」(598/535f.)。「自分の都市〔＝故郷——筆者〕や『祖国』は今日ではもはや万人にとって一義的な価値ではないかも知れない。しかし諸君がこれに代えて、『社会主義の将来』や『国際平和』を口にされる場合でも、いま申したと同じような問題「政治の究極的手段として暴力が控えていて」とから発生する倫理的難問のこと——筆者」が出てくる」(610/546)。「政治とは、情熱と判断力の二つを駆使しながら、堅い板に力をこめてじわつじわつと穴をくり貫いていく作業である。……これをなしうる人は指導者でなければならない。いや指導者であるだけでなく、——はなはだ素朴な意味での——英雄でなければならない。そして指導者や英雄でない場合でも、人はどんな希望の挫折にもめげない堅い意志で、いますぐ武装する必要がある」(613/548)。

そうすると、ヴェーバーをナショナリストと呼んでよいものだろうか。その答えは結局定義に依存する。例えば、ナショナリズム研究者として著名なA・D・スミスは、ナショナリズムの五つの基本的な教義を次のようにまとめている<sup>(11)</sup>。

- ① 世界は、それぞれ異なる性格、歴史、運命を持った諸民族に分かれている。
- ② 政治権力は、その民族の中でのみ通用する。民族に対する忠誠心は、その他のあらゆる忠誠心より優先される。

③ 人間は、自由であるためには、民族にアイデンティティを求めるなくてはいけない。

④ 民族は、真正であるためには、最大限の自律性をもたなくてはいけない。

⑤ 世界の平和と正義は、自律的な諸民族から成る社会においてのみ可能である。

ヴェーバー自身は、最後まで Nation に価値を置き、国民国家から構成される世界を想定していたと思われる。その限り、ヴェーバーをナショナリストと呼んでも大過ないと思える。しかしながら、究極的価値は個人が決断によって選択するというのだから、教義の②③とは合わない。整合的に理解しようとすれば、ヴェーバーは自らの決断によって究極的価値として Nation を選び取った、と言えよう。しかしながら本当に決断によってナショナリスト・ヴェーバーが誕生したのかどうか。筆者は自信がもてない。

### 三、「新しい市民社会」論

#### （1）山口定『市民社会論』（有斐閣 一〇〇四年）による整理<sup>⑫</sup>

一九九〇年頃から、世界中で「市民社会」が論じられるようになつた。山口によれば、広義の「新しい市民社会」論には、次の四つないし五つの潮流が含まれる。① トクヴィル派やグラムシ派などの「市民社会のリババイバル」論者、② レパブリカニズムやコミュニタリアニズムの立場に立つものを含む「市民道徳のリババイバル」論者、③ ハーバーマスや J・L・コーベン & A・アラートらの「市民社会の再構築」論者、④ サラモンや坂本義和らを下位区分として含む「地球市民社会」論者、（さらに⑤ パットナムら「社会資本」論者）である。このうちの③と④が狭義の「新しい市民社会」論に含まれる。そして山口は自身が③の立場に最も近いことを明らかにしている。

ハーバーマスの立場を確認しておけば、彼は、東欧革命の過程で示された市民の力に元気を得、「公共性の構造

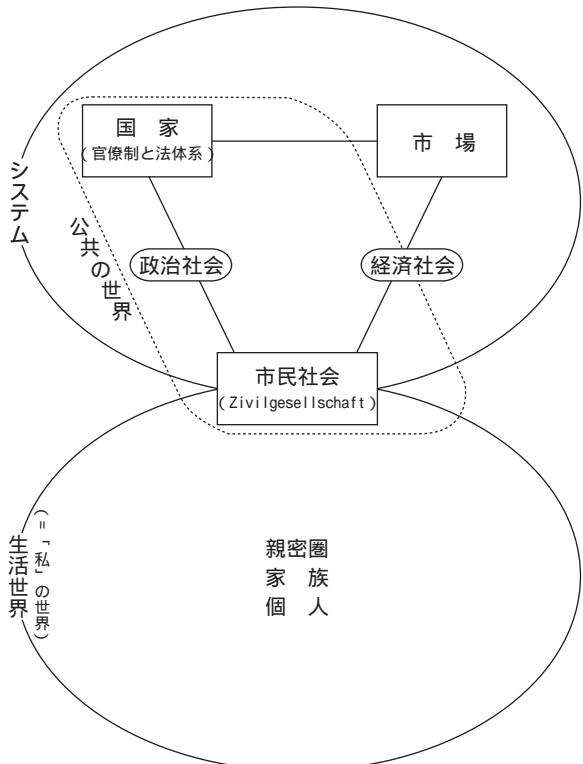
転換』第二版の序文（一九九〇年）において、初版（一九六一年）で示された悲観的な調子を変更したのである。

ハーバーマスは、国家と経済から成る「システム」による「生活世界」の植民地化に抗するべく、「市民社会」Zivilgesellschaft を設定した。「市民社会」の核心をなす結社（＝アソシエーション）が自由な意思形成によって「システム」に影響を与え、そこにある力のバランスがもたらされることを彼は期待したのであった。ちなみに、結社を中心につくった周囲に形成されるのが、「公共圏」あるいは「公共空間」である。結社が複数存在する以上、「公共圏」も当然複数存在する。「市民社会」はそれらを保障する場である。

さて、このように類型化される「新しい市民社会」論は、従来の「市民社会」論と比較すると、次のような特徴を持っているという。① ヘーゲル＝マルクス主義的系譜からの離脱、② 一元論から三元論へ、さらに五項モデルへ、③ 「地球市民社会」論の登場、④ 「公共性」論への関心の増大、⑤ アソシエーションナリズムへの傾斜、⑥ 知的エリート主義と一国主義からの脱却をはかる開かれた「市民」概念、⑦ 異文化共存の「共同社会」としての「市民社会」。大雑把に言えば、以下のように換言できようか。従来、「市民社会」は「ブルジョア社会」と等置されてきた。そして「国家」によって克服されるべきものとされてきた。「新しい市民社会」論では、「市民社会」は、「ブルジョア社会」（あるいは「資本主義社会」や「市場」）と区別され、「ブルジョア社会」や「国家」をコントロールする役割が期待されている（①②）。そこでは、生活世界の価値を大切にする「生活者市民」が自発的に集団行動する（③④⑤⑥⑦<sup>14</sup>）。

言うまでもないことだが、アソシエーションであれば何であれ歓迎されるわけではないし、アソシエーションを通した議論と行動がすべて良いわけではない。何らかの基準があつて、それを満たすアソシエーションとそれを通

図1 コーエンの想定する5項モデルをふまえた全体構造図



注:点線内は「公共」の世界。国家が権威主義的であれば、「国家」は「公共」の世界からみ出して単独で「公」の世界を形成すると考えたい。(山口:156頁)。

した行動が推奨されるのである。さらに、生活世界の価値がすべて良いものだとは限らない。家族を中心とした親密圏の人間関係は、過去において問題を抱えていたし、今日においてもやはり問題があるのではないか。こうして、山口は、「アソシエーション」論、「公共性」論、関連してヘーゲル哲学研究の新動向を追いかけた上、自分なりの「市民社会」論を提示し、とりわけ政治学者に課題を突きつけるのである。

J・L・コーエン&A・アラートを踏まえて、山口は全体構造図を描いた(図1)。言葉の説明を補足的にしておくと、「政治社会」と「経済社会」はともに、J・L・コーエンの用語である。前者は、国家機構と「市民社会」とを媒介する「政党、政治組織、政治的公共圏(議会)」を指し、後者は、「市場」と「市民社会」を媒介する「生産、分配のための組織と共同団体、通常は企業、協同組合、団体交渉のための諸制度、組合、評議会」を指してい

る。「公共の世界」は山口の用語で、「第一に、個々人が『他者にさらされて生きる世界』であり、第二に、人々の私的な『生活空間』をつなぐ『社会的共同性』を媒介として『公共』が不斷に再形成される空間であり、この二点を合わせて言い換えると、『他者とともに生きる世界』である」（一九六頁）。山口は、国家や市場の強制力に対し、『生活者市民』がアソシエーションを通して抵抗し、コントロールすることを期待している。しかしながら、例えば、現代の日本は「私民社会」と揶揄されるほど、「公共の世界」で行為することをしない。従って、それを促進する条件を探り、その実現に向けて努力することが必要である。山口は、J・L・コーベン&A・アラートおよびT・マイヤーの挙げる課題を紹介している。項目の列举に留まっているのでわかりにくいが、例えば、メディアの影響力は理解しやすいかもしれない。二〇〇五年八月に郵政民営化六法案が参議院で否決されたのを受け、衆議院解散があり、九月に総選挙が行われた。小泉首相は、郵政民営化一本に焦点を絞り、反対派議員に「刺客」を送り込んだ。マス・メディアは「小泉劇場」を放映して、観客としての視聴者を楽しませようとした。造反自民党議員も、最大野党の民主党も郵政民営化そのものに反対というより、今回の法案に反対であることは報道された。しかし、具体的にどの点が対立しているのか、さらに、郵政民営化六法案が可決されたとして、生活世界にどのような影響が予想されるのか、突っ込んだ報道は筆者の知る限り、なされなかつた。その結果、確かに投票率は上がつたが、多くのアソシエーションで政策論議が活発になされたかというと、はなはだ疑問である。

ともあれ、「公共の世界」での「生活者市民」の活発な議論と行動を促進する条件の探求と整備が、とりわけ政治学者に求められているのである。

## （2）ヴェーバーと「新しい市民社会」論

「新しい市民社会」論とヴェーバーはどんな関係にあるだろうか。既に述べたように、ヴェーバーは、政治的指

導者の育成と選出方法にこだわった。そして最終的に彼がたどり着いたのが、人民投票的指導者民主制であった。

議会での闘争を通じて鍛え上げられた政治的指導者たちが、自らの世界観を前面に押し出し、そのカリスマ的魅力と追従者から成るマシーンとを活用して、人民の支持を獲得するべく競争する。人民は指導者に対して、歓呼・賛同するという情緒的な役割を演じるのである。指導者にカリスマが無くなつたと人民が判断したとき、人民は支持を取り下げる。ヴェーバーは、とりわけ市民階級に政治的に成熟するよう、熱心に説いていた。しかしその政治的成熟は、政治的指導者の選択にかかる判断、それも情緒的色合いの濃い判断に矮小化されたのである。

ヴェーバー自身は、きわめて政治に关心が高く、個人としての言論活動だけでなく、組織的活動にも積極的であった。その政治家としての能力は高く評価されており、第一次世界大戦後、新党ドイツ民主党から国民議会選舉に立候補する直前まで行つたほどである。結局のところ、ヴェーバーは、国民自由党の政治家を父に持つという出自、そして自他ともに認める政治的能力のために、政治的指導者の視点から思考する傾向が強烈であった。「生活者市民」としての活動を促進する諸条件の探求は、おそらくヴェーバーの関心には無かつた。

アソシエーションとの関係で、プロテスタンティズムのゼクテが想起されるかもしれない。ヴェーバーは一九〇五年のアメリカ旅行において、ゼクテの組織原理が自由主義・民主主義の進展に果たした歴史的役割を見抜いたのであった。ところが、ゼクテのこの側面をさらに追求した形跡が無い。一九一八年十一月の手紙において、ヴェーバーは、ドイツ人に品位のある態度を回復させるために、アメリカのクラブ制を提唱した。「手段としては、ただアメリカの『クラブ』があるだけです——そして「それは」子供や青年の団体を含めどんな種類の団体でもよく、目的も何でもよいのですが、排他的な、つまり人物の選抜に基礎を置く団体のことです。自由ドイツ青年連合にその萌芽が見られます<sup>(15)</sup>。この自由青年連合は、「自分の決断と自分の責任で誠意をもつて生活を律する」ことを謳い

上げた、一種の自助グループである。<sup>(16)</sup>確かに、アソシエーションの一種であることに間違いは無いが、国家や市場のあり方について議論し、行動するという「新しい市民社会」論の中心的アソシエーションに期待される役割は負っていないのである。

#### 四、結びに代えて

##### (1) 「新しい市民社会」論とシチズンシップ研究

これら二つのアプローチを簡単に比較しておこう。第一に、シチズンシップ研究は、国家の中での市民の位置、扱われ方に関心を抱いている (extent, content)。第二に、シチズンシップ研究の depth は、市民の社会へのかかわり方に焦点を当てていて、[新しい市民社会] 論と共通している。第三に、シチズンシップ研究も「新しい市民社会」論も、国民国家というレベルを絶対視していない。もちろん、事实上、大きな制約を国民国家という枠によつて課されていることを認めた上での話である。第四に、シチズンシップ研究も「新しい市民社会」論も、異なるべき姿を論じるとき、「新しい市民社会」論と重なる。なぜなら後者は、「生活者市民」としての活動を促進する諸条件の探求を課題としているからである。第六に、シチズンシップ研究の諸理論と「新しい市民社会」論の諸潮流は重なるところがある。ただ、いずれのアプローチにおいてもまだ試論の段階である。

結局、二つのアプローチは重なる面が大きい。「新しい市民社会」論は、市民の法的側面に関心を持たないかのような書き方を筆者はしてしまつたが、それは筆者の本意ではない。例えば、納税の義務を負いながら参政権の無い定住外国人が、地位改善を求めて運動をする場合に典型的に見られるように、法的側面と市民としての活動とは

密接に関係しているからである。B. S. Turner はシチズンシップが闘争を通じて獲得されてきたと論じた。従って、二つのアプローチは、「生活者市民」としての活動を促進する諸条件の探求を課題とする点で収斂するのである。そして活動目標のうちで最大の難問は、異文化共生にまつわるものであろう。

## (2) M・ヴェーバーの今日的意義

では、「生活者市民」としての活動を促進する諸条件の探求という今日的課題に、ヴェーバーはどんな貢献をしたと言えるだろうか。ヴェーバーの関心がそこに無かつただけに、残念ながら、直接的な貢献は期待できそうにはない。けれども、筆者の意見では、今日、ヴェーバーの意義は無くなってはいない。むしろ、ヴェーバーは現代市民政治論に大きな貢献ができるのではないだろうか。

ではその貢献とは何か。一言で言えば、政治にかかるとの厳しさを他の誰よりもわれわれに思い出させる点がそれである。人は、近代以降、「神々の闘争」という条件下で生きざるをえなくなつた。究極的価値は科学的に決定できるものではない。無理に決着をつけようとすると物理的暴力行使に行き着かざるをえない。物理的暴力行使は当然ながら人の命を左右するものである。政治に携わる者は、目的と諸手段の関係を徹底的に考え抜いた末に、最善と思われたある手段を選び取る。しかしこれは現実にはたやすいことではない。人間には精神的・肉体的限界があるし、情報と時間は常に不十分であるからである。ヴェーバーは政治が暴力手段と関係していることを強調したが、軍事の政治への従属を説いたように、可能な限り平和的な手段で政治を行なうべきと考えていた。そのためには、政治家は、人間が精神的・物質的利益を求めるものだということを踏まえて、言葉の力で人を動かす術を身につけなくてはならない。

一般市民に、このような決断力、判断力、弁論術を要求するのは、確かに酷に違いない。しかし、だからといつ

て、政治家にすべてを委ねるべきだとは必ずしもいえない。ヴェーバー的なアプローチに従えば、例えば、人民投票的指導者民主主義の論理的帰結（＝理念型A）と、市民社会の活性化した状態（＝理念型B）とを、それらの客観的実現可能性も含めて、まずは比較検討すべきなのである。先に挙げた、一〇〇五年夏の郵政民営化解散・総選挙において、小泉首相は圧倒的な支持を得た。しかしながら、有権者は法案の内容をよく理解した上で小泉を支持したとは、筆者にはとても思えない。確かに、法案の条文や委員会、本会議の議事録全文を誰でもウェブ上で見ることができる。しかしどれだけの人がそのような努力をしただろうか。法案に目を通し、賛否両論の根拠を知り、そして自分の態度を決定することは、大量の時間とエネルギーを必要とするのである。今回の投票は、改革を断固やつてくれそうなイメージの小泉に対する歓呼・賛同的投票であった。他方で、アソシエーションを通して市民が政策論議をする状態を想像することは可能である。ひとりで政策を検討するのはたいへんだが、情報技術を活用しつつ、協力してやれば十分可能なはずである。市民は、二つの理念型を参考にしながら、自らの態度を決定すべきなのである。筆者の場合、田中康夫・長野県知事のリーダーシップのあり方に心を惹かれていた。田中は、カリスマ的といつていいほど強烈な人格的魅力を持ちつつも、市民の思考覚醒を促すべく、情報公開や市民参加のさまざまな仕掛けを工夫した。ヴェーバーの人民投票的指導者がともすれば市民を思考停止状態に陥らせるのに対し、田中は正反対の仕方で、リーダーシップを發揮したのである。ヴェーバーは人民に、指導者への歓呼・賛同と指導者のカリスマの有無の検証という両立の困難な役割を要求した。われわれは、田中康夫型政治の中に、この困難を克服する一方法を見出すのである。<sup>〔17〕</sup>

もう一例。ヴェーバーによれば、究極的価値は科学によって正邪優劣が判断できるものではない。従って、相対立する究極的価値の調停は原理的に不可能であって、常に暴力的対決の可能性を秘めていることになる。現実政治

においては、暴力的対決を避けるため妥協が図られることが通例である。そうであるなら、妥協の必要性をさうに徹底させて、寛容あるいは多元性の尊重を最優先させる（＝究極的価値とする）立場がありうるのではないだろうか。「神々の闘争」論に乗っかつた上で、暴力的対決を避ける一つの智慧を、われわれはヴェーバーから学べるのである。それは、理論面では、多文化主義についての考察を深めることである。

ヴェーバーの死後、すでに八〇年以上経った。グローバリゼーションと言われ、ヒト・モノ・カネ・情報の行き来は当時と比較にならないほど増えかつ早くなつた。にもかかわらず、ヴェーバーの意義が失われたわけではない。それどころか、グローバリゼーションと共に、思考の単純化が進んでいるように見える今日、ヴェーバーの意義はむしろ高まつてしまふと言えるのではないだろうか。

(1) 抨論は、『マックス・ヴェーバーにおける「民族」問題とその周辺』（甲南大学総合研究所 一〇〇五年 非売品）に載せた短文『政治論集』に見えるM・ヴェーバーのシチズンシップとナショナリズムに大幅に加筆したものである。内容的には、「新しい市民社会」論を今一回追加したことが最大の相違点である。

(2) まさに『現代市民政治論』という題名の書物がある（世紀書房 一〇〇三年）。編者の高畠通敏（故人）は、著名な市民派政治学者であった。同書に言う「市民政治」は、かつてのブルジョアとは異なる新しい市民の、政治にかかわっている側面を指している（同書 はじめがき）。抨論での用法は混乱を引き起さないと、筆者は考えている。

(3) 中村貞一・山田高生・林道義・嘉日克彦・脇圭平共訳『政治論集』1・2（みすず書房 一九八一年）。邦訳は原著第三版を元にしているので、「ロシア革命論」が含まれていない。従って、『ロシア革命論』は、抨論の対象に入っていない。また政治書簡も、今回、原則として対象から外した。なお筆者は原著第二版しか所有していない（Weber, M., *Gesammelte Politische Schriften* Zweite, erweiterte Auflage, J. C. B. Mohr 1958）。従って、引用文につけられた頁数、例文（479/429f. 25、邦訳四七九頁、原著第一版四一九頁、四二〇頁を指す。

(4) ヴォルフガング・J・モムゼン『マックス・ヴェーバーとドイツ政治1890～1920』I（安世舟・五十嵐一郎・田中浩

- 訳)・II (安世舟・五十嵐一郎・小林純・牧野雅彦訳) (未来社 一九九三年、一九九四年)。なお原著初版は、一九五九年、第一版は一九七四年の出版である。邦訳が、第一版に基づいている。
- (5) Isin, E. F. & B. S. Turner eds., *Handbook of Citizenship Studies*, Sage, 2002, esp. ch. 1.
- (6) スタム (松本百合子訳) 『生きながら火に焼かれて』 (ハイ・マガジンズ 一九九〇四年) 原著 一九〇〇[年]。
- (7) Isin, E. F. & B. S. Turner eds., *Op. cit.* ch. 8-ch. 11, 19-22 ch. 2, p. 18 の表を参照。
- (8) Nation 概念について 黒田忠説 「[ナショナリズム] (国民・民族) 概念についての覚書」 (前掲『マックス・ヴェーバーにおける「民族」問題とその周辺』所収) を参照。
- (9) 筆者が確認できた限り、名詞として Bürgertum, Bürger, Bürgerschaft が、形容詞として bürgerlich が使われている。
- (10) 小島修一 「マックス・ヴェーバーとローハア帝国の民族問題——覚え書き——」 (前掲『マックス・ヴェーバーにおける「民族」問題とその周辺』所収) を参照。
- (11) Anthony D. Smith, *The Nation in History*, University Press of New England, 2000, p. 72f.
- (12) 本節の内容は、季報『唯物論研究』第九三号 (1905年8月) に載せた書評の一節重なっている。
- (13) 千葉眞による試案的定義によれば、「生活者市民」とは、「生活世界に『生活の座』を置いている普通の人々であるが、私的な利益追求を行うと同時に、公的 세계의動向に対しても関心を寄せ、自分なりの意見と判断を有し、必要とあれば、政治についても声を挙げ、直接間接に政治参加を行って、意志をもつ私的および公的の存在である」。佐々木毅・金泰昌編『公共哲学』(国家と人間と公共性) (東大出版会 1999年) 1113頁。
- (14) 多文化主義について、ハーバーマスは、権利の自由民主主義的理解に、異文化尊重が既に含まれているので、新しい原理を付け加える必要はないと批判している。権利の自由民主主義的理解によれば、各人は自分らしく生きる権利を平等に持っている。そして個人のアイデンティティは、それがその中で形成される生のコンテキスト=集団的アイデンティティが保護されなくては、安定し得ないからだと言う。個人の権利・個人のアイデンティティ・集団的アイデンティティは切り離せないのである。チャールズ・ティラー他 (佐々木毅・辻康夫・向田恭一訳) 『マルチカルチャラリズム』 (岩波書店 一九九七年) 一八二頁。
- (15) 前掲モムゼンII、五七一頁。

(16) 前掲『政治論集』2、六六九頁・六七〇頁訳注。  
(17) 拙稿「市民の政治過程論——ダムと今日の民主主義——」(『大阪経大論集』第五四卷第五号  
所収) を参照。